

開会 午前 9時00分

○係長（大石輝幸君） それでは、これより議会運営委員会を開催させていただきます。

互礼をもって始めます。ご起立をお願いします。相互に礼。ご起立ください。

それでは、委員長からご挨拶をお願いします。

○委員長（内田 隆君） 改めまして、おはようございます。それぞれお忙しい中、議会運営委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。また、請願者の石井様、紹介者の織部さん、どうもありがとうございます。

コロナのほうも大分収まったかなと思いましたが、なかなか収まりがなくて、まだ10万人当たりの人数がそれぞれまだ300人となったり400人となったり、非常になかなか困った状況になっております。早く終息して、いろんな行事ができることが大切だと思いますし、また、それ以上にウクライナの問題はどういうことなのかなってというような、本当に今の時代から見ると、力で相手をねじ伏せるっていう時代ではなくなってきたんじゃないかなと、我々は思っていたんですけど、そういう現実が起きてしまっています。そうやって、かなり我々も、もしかしたら隣の国がやってくるかもしれないということを、非常に感じますし、不安を感じます。

たまたまだと思うんですけど、1階のところのロビーに写真展が、置いてくださってありまして、中村さんの写真展なんですけど、その中に短歌というか、短歌というのかよく分からないんですけど、銃で奪取はできないとかいろんなことが書かれていました。やはり我々も、この前ちょっと話したように、80年ぐらいの平和の中で動いている中で、ああいうことが突発的に起きる、このままになっていきますと核の話まで出てくる、非常に危惧する状況が出ていますので、菊川市議会何ができるかっていうことが具体的にあるわけじゃないんですけど、皆さんと話し合いながら、少しでもこういうことが変なふうにならないように進めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

今日は、それぞれの請願ということで審査をいただきますので、ぜひ、意見を頂く中で方向性を出していきたいと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。今日は、ご苦勞さまでございます。

○係長（大石輝幸君） ありがとうございます。

それでは、これより先の進行につきましては、委員長、よろしくをお願いします。

○委員長（内田 隆君） ただいまの出席委員数は7人です。菊川市議会委員会条例第16条の規定によります定足数に達しておりますので、議会運営委員会を始めます。

協議事項（1）の請願4の1、菊川駅整備事業計画に関する請願書についてを議題とします。

請願については、2月の定例会の上程議案のフォルダーに保管してありますのでそちらをご覧くださいと思います。

それでは、請願の概要について事務局から説明をお願いします。大石係長。

○係長（大石輝幸君） 事務局の大石です。それでは、請願の概要を説明させていただきます。

受付番号請願4の1、件名は菊川駅整備事業計画に関する請願書でございます。

受付日は、令和4年2月の4日です。

紹介議員は、織部光男議員です。

請願者は、菊川駅整備計画を見直すことを求める市民の会代表、石井水穂様でございます。

請願の趣旨ですが、紹介議員からの説明、また、請願者からの説明の申出があり、後ほど説明がありますので、趣旨説明は省略させていただきます。

私からの概要等の説明は以上です。

○委員長（内田 隆君） それでは、請願の紹介議員より、請願の内容について簡単な説明をお願いしたいと思います。織部議員、よろしくお願いします。

○9番（織部光男君） 紹介議員の織部光男です。それでは、請願事項について簡単な説明をさせていただきます。

3ページ目です。請願事項ということで書いてあります。

1番、菊川駅整備計画・特別委員会の設置を請願します。このことに関しましては、下の1ですけども、令和4年2月1日全員協議会において、都市構造再編集中地域支援事業と題した新たな説明提案がありました。新たな財源試算の変更案です。さらなる審査が必要になると推測されますが、議会はどのように処していくのでしょうか。また、財源試算の変更で、事業にはどのような利害得失が発生するのでしょうか。新たな審査課題が出てきたと認識しました。

この特別委員会の設置の内容ですけども、やはり本会議場では、討論は今までも何回となくしてきております。しかし、議会の基本条例にあります9条7項目に対して、明確な全回答が出ておりません。そして、あした、3月1日の全協で、そのことをはっきりさせるという議長の話を受けております。

これを基に、この9条で言っていることは、議員がしっかりと議論をしなさいということ
を求めています。やはり討論ではなくて、一問一答の、この件に関してどうなんだ、賛成
理由は何だとはっきりと言えるように。討論のところで賛成討論者が3分で終わってしまう
ような内容では困るんです。ですから、この特別委員会というのは、そういう議論の場を設
けてほしいというのが趣旨です。

2番、市民説明の場を設け、意見を広く聴取することを請願します。これは、2のところ
に書いてありますように、市民説明の機会の不足・不備であることです。対話がありません。
市の総合計画に記した、「市民の意見を尊重し」とする趣旨を具体的に実行していただきたい
、これに尽きると思います。市民に対しての市長の一方的な、自治会長だけにした説明で、
十分ということにならないと思います。総合計画にも書いてあるように、市民の意見を尊重
しと、全くと言っていいほど尊重していないと、私は思っております。

ですから、請願事項としまして、この2点を強く要求するものであります。

以上です。

○委員長（内田 隆君） ありがとうございます。

それでは、請願者より趣旨説明をしたいとの申出がありましたので、よろしくお願いた
いと思います。では、石井様、お願いいたします。

○請願者（石井水穂君） おはようございます。本年2月4日付で請願書を提出いたしました
菊川駅整備計画を見直すことを求める会の代表の石井水穂でございます。よろしくお願
いします。私は、議会運営委員会というところに初めて出席をさせていただくことになりました。
そういう心づもりで、この場に出席をさせていただきました。よろしくお願いたします。

2月4日付で、菊川駅整備計画に関する請願書を提出させていただきました。私どもがか
ねがね同議会などに要請・要望をさせていただいてきております。大変多くの大小のテーマ
がございますけれども、今回、2月4日付の請願書につきましては、2点に絞りまして請願
をさせていただきました。ただいま織部議員の、紹介議員のほうからも、そのポイントを説
明させていただいたところでございます。

若干、過去の経緯のところでありまして、昨年の段階で、7月に公聴会という場が
ございまして、5名の方々が、それぞれ口述をいたしました。その中で、市の執行部に当
ります都市計画課のほうから、都市計画審議会という場があって、この中で、この駅整備計
画についてかなり重要な審議の経過がそこで行われると、こういうことが何回かその場で言
われておりました。

私も、その都市計画審議会という場で、どのようなこの計画全体の大所高所の話がされるかということに、少なからず期待感を持ちながら、傍聴をさせていただいた経過がございます。

実際に、都市計画審議会が終わろうとする段階までを取りあえず見届けたわけですが、全く期待に合わない内容であったということが、とにもかくにもこの全体の印象でありました。少なくとも駅の整備計画の中で、極めて重要な意思判断をされる、審議がされるという期待感ほろくも崩れまして、私の言葉から言えば、ほとんど審議という形態を取らず、10名の委員の皆さん方が、どのような審議の場に臨んだか、これは極めて不満足な内容であったという印象を、最近の中では最も強く持っております。

この2月から始まります来年度予算に関わる本会議が、目の前に迫っておりますけれども、片方では、執行部は行政手続に基づいて、いわば着々とその出口に向かって進んでいると、こういう事態を見るにつけても、この予算審議に関わる最後のポイントは、菊川市議会17名の皆さん方がどのように、最近では最大の事業であるこの駅整備事業を捉えていかれるかというところに、大変な期待と同時に審議の中身に関心を持ちつつ、現在に至っているという状態でございます。

既にお渡しをさせてありますこの請願書、2月4日付のものでございますが、ポイントは2つであります。菊川駅整備計画・特別委員会の設置を請願すること、市民説明の場を設け、意見を広く聴取することを請願します。この2点に絞らせていただきました。

1点目の特別委員会の設置ということではありますが、私も議会の基本条例をはじめとする議会の運営の詳細については、必ずしも承知いたしませんけれども、特別委員会という性格に照らしたときに、この47億円強の総事業費を考える駅整備計画については、これまで総務建設委員会が主宰をして、中の審議をされてきたということでもありますけれども、総務建設委員会だけではなくて、17名の議員が関わっていただける、また、それに類する、要するに総務建設委員会以外の議員の皆さんが、果たしてどのようにこの案件をご覧になっておられるかということも含めて、特別委員会というものを設置していただいて、その中でさらなる審議をしていただきたいということを期待をしつつ、設置の請願をさせていただいたことでございます。

2つ目の市民説明の場という点につきましては、平成29年度以降、3年余にわたりますこの整備計画に関わる内容でありますけれども、少なくとも執行部並びに議会、それぞれの皆さん方の機能として、4万7,000市民の皆さん方にどのような経過説明なり、告知なり、広報

をしてこられたかということをはもとけば、大半のことがホームページであり、議会報告であり、菊川市の広報という、いわゆるワンウエーの、いわば一方通行の広報・告知にとどまっています、少なくとも私どもが大変期待・希望をしております対話という部分が全くないということに、極めて不満を表明してきました。

昨年の10月、11月辺りに、市民懇談会という名称で、これまでの年に1回、少なくとも執行部がやっていた各11の地区に訪問して、意見交換などをするという場でありますけれども、少なくとも今回は、執行部の運営設計は僅か30分で、私も関わりました平川地区の市民市政説明会は、僅か30分のうち25分は市長の発言であった、残りは5分しかない。結果的に、若干時間を延長することになりましたけれども、こういう説明の設計図の中で、これが市としては市民に説明をしたよと、こういうことに実は既成事実化していることに、極めて不満な判断を私どもはいたしております。

市民説明というのは、ワンウエーでなくて、そこには当然やり取りを含めて対話というものが必要不可分であることは、まさに論をまたないと考えております。それだけに、この48億円近い大型の事業を展開する執行部の姿勢のいわば本質を見た感じを私は持っております。

こういう事情が横たわっている中で、菊川市議会の皆さん方、それぞれの総務厚生委員会や、全員協議会や、議会全体の機能からしますと、少なくともこれの足らざるところを補完していただく機能を持っていただく必要があるんじゃないかというように思います。

そういう面で考えれば、29年度にこの事業が議会に説明されて以降、3年余がたつわけでありますけれども、この中で議会としてもどのように4万7,000市民と相対してこれらの事業の深掘りをした様々な事業検証をされ、審査をされてきたのかというところにも、私は少なからず疑問を持っております。

したがって、この特別委員会設置と、市民説明の場と、こういう2つを請願のポイントとして、改めて申し上げさせていただきたいわけであります。

以上、今回、2月4日付で提出いたしました請願書につきまして、その趣旨を触れさせていただきました。よろしくお取り扱いをいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（内田 隆君） ありがとうございます。

それでは、今から審査に入るわけでございますけど、その前に、今、石井様と織部議員からそれぞれの説明がありましたので、これについて、何か今言われたことに対して質問がありましたら、委員の方からお願いをしたいと思います。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） すいません、10番 西下です。

請願事項のほうの2のほうで、市民説明の場を設け、意見を広く聴取することを請願しますの、こちらの主語というのは、市なのか、議会なのか、どっちなのか。下の2の細かい説明を見ると、市の総合計画に記したってというようなことを書かれているので、行政は意見聴取をすべきという意見でよろしいのかどうか。お伺いします。

○委員長（内田 隆君） 石井さん。

○請願者（石井水穂君） よろしいですか。請願書の内容は、市の総合計画にも関わるという意味合いで記載をしたわけでありますが、少なからずこれまでの請願、それから公聴会などの場を通じて、私どももこの件についての不満足な部分を申し上げてまいりました。

少なくとも、市の執行部は端的に言えば、ホームページで記載をしているということが、執行部の姿勢であると判断をいたしましたので、それなればそれを補完していただく機能として、議会に市民説明の場、対話の場を求めるということをこの中で申し上げさせていただいているということでございます。

○委員長（内田 隆君） 織部委員。

○9番（織部光男君） 今の西下議員の質問にお答えします。

2のほうでは、まず行政に関して説明が不十分であるということがあります。そして、基本条例の9条に基づいた説明があった後、二元代表制である以上、議会としても市民に対して行政がこういうことを出してきたけども、市民の皆さんはどうでしょうか。議会としても市民の説明会を開くなり、公聴会を開くなり、そういうことは手順として当然やるべきことだと私は考えておりまして、そういうことも含めての請願であります。

○委員長（内田 隆君） よろしいですか。そのほかございますか。

〔「両方ですかね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内田 隆君） ごめんなさい。今のは結局、要するに両方、行政と議会と両方に対してこのことを言っているということによろしいですね。

○9番（織部光男君） そういうことです。

○委員長（内田 隆君） 分かりました。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。今日はありがとうございます。2点、お伺いできればと思うんですけども、特別委員会の設置についてですが、こちらの目的とその目的を達するための手段と、それにはどのくらいの期間がかかるのかという、もしイメージがあったら教えていただきたいんですが、それがまず1点。

2点目は、市民説明に関することなんですけれども、不足しているというご指摘なんですけれども、全く市としても議会としても、全くやっていないというわけではないんですけれども、その中でどのくらいやったら十分となるのか、その十分のラインというのがどういったところにあるのかというイメージもありましたら、教えていただきたいです。

以上です。

○委員長（内田 隆君） よろしいですか。どちらか。石井さん。

○請願者（石井水穂君） 石井です。ただいまのご質問について、お答えをいたします。

特別委員会につきましては、私なりのイメージはありますけれども、それは議会の運営規則などで、果たして適合する状態であるかどうかは私は今分かりません。少なくとも、特別委員会という性格の私のイメージは、17名の議員の皆さんが一堂に会して、この駅整備事業の大所高所に照らした全体像について深堀をしていただく場というイメージを持っております。

それがゆえに、どのくらいの時間が必要なのかということについては、私は少なくとも1年間ぐらいの時間は必要になるのではないかと、こういうイメージを持っております。それは、議会の中の運営ルールなり手続論、これについては私は全く度外視をしておりますので、おおよそ1年ぐらいは必要になるのではないかと、こういうことを今お答えをさせていただきます。

2つ目の市民説明の場ということについても、これは一つのイメージとして私は考えますけれども、おおよそ二つの大きな流れが私には求めたい内容としてあります。

一つは、菊川市に11の地区がございます。少なくとも、その地区の中でこれまでのありていにいえば、地区センターなどを会場にした市民の場の中で、このような駅整備事業に関する都市計画事業に関する提案があり、議会でも審査をしている。そういう審査の経過なり、今どういう状態に、進捗状態にあるかということをもとめて議会の立ち位置と、それから議員の保護人であり、また議会の全体像であり、これがどういう流れになっているかということ、対話形式で市民説明をしていただきたいということが、イメージの一つでございます。

2つ目には、執行部と議会、この二つがそれぞれ立場の違いがあるということを前提に考えると、双方の代表者なり、またしかるべき役割を持った方々が同じ席に立って、この駅整備事業がどういう性格を持った事業であるのか、それは市民の利益にどうかなうのか。それから、さらにいえば菊川市の将来というものに対して、どのような利害得失がそこに生まれてくるのかということ、住民に対して披歴をしていただく、こういうことが必要ではない

かと思えます。

ちょっと余談になりますが、駅は四千数百人の人たちが日々利用されるということであり
ますけれども、例えば私は今、平川地区におりまして、いわゆる旧小笠地区の一員でもあり
ますが、地域の皆さん方にそれぞれピックアップして意見を聞いてみても、「俺は30年間電
車も乗ったことがないから知らないよ。それは、俺にとっては関係ない」、こういう方もあ
りましょう。もちろん、日々使われる方もあります。

そういう様々な意見、世論がある状態でありますので、この駅整備事業というのは少なく
とも4万7,000市民の皆さんにとって、共通した立場に立った意見反映ができる場を求めてい
きたい。そういうことであってほしいということを求めています。

以上です。

○委員長（内田 隆君） 織部委員。

○9番（織部光男君） 織部です。簡単に質問にお答えしますが、冒頭で石井代表がお話
のとおり、特別委員会というのは議員全員です。総務建設だけでは半分というところで、こ
れだけ大きな事業を総務建設だけで話し合いで決めていいのか、本会議場で採決はしますけ
ども、十分な議論をするためには特別委員会で各議員の意見を一人一人、賛成であり、反対
でありの意見をすべきだと私は考えております。

そして、1ページ目にも出ていますように、この事業は不要不急という捉え方をこの会
はしています。ですから、急ぐことは何もないと。なぜ急ぐのかという、それを問うたらば合
併特例債だという意見が返ってきます。しかし、この合併特例債を正しくそれでは理解して
いるのか、本当に利益があるとお考えなのか、そういったところも話し合わなければならな
い一点であります。

ですから、期間というものは特別委員会をつくって、実際に傍聴をされて、そして委員会
に対しての市民説明会を求めて、そして議論をして、一人一人の議員の考え方も聞いて、そ
ういうことを踏んでいくと当然1年かかるかもしれません。急ぐ必要はない。これだけの大
きな事業を、本当に菊川市の代でこれからの政策に大きな影響を及ぼします。それが1番の
答えです。

2番につきましては、やはり1番と同様の議論があまりにもない。開かれた議会と言われ
ても全く市民の議会の活動が、この会が開いて要求をして、市民説明会も永遠と延期され、
実際に行われておりません。ですから、こういう請願を出さざるを得ないということになり
ます。

以上です。

○委員長（内田 隆君） 渥美君、これでいいですか。

○4番（渥美嘉樹君） ありがとうございます。

○委員長（内田 隆君） 8番 横山委員。

○8番（横山陽仁君） 8番 横山です。織部議員にお伺いします。

みんなで協議するのは全員協議会というのがあるわけですよ。それを、特別委員会にというのとは何か特別な理由を考えたんですか。

○委員長（内田 隆君） 織部委員。

○9番（織部光男君） 織部です。今までの私の5年間の議員生活で、全員協議会で一つの議題に対してけんけんがくがくの意見の交換した記憶はございません。ですから、私は全協というのは行政の説明機関のような感じに受け取っております。

ですから、特別委員会というのは、この議題に関して本当に1時間でも2時間でも議論し合うと。議会は議論の場ですので、賛成意見があり、反対意見があり、それはいいんです。両方が出れば、そしてそれを市民が聞いてどう判断するかです。

以上です。

○委員長（内田 隆君） よろしいですか。取りあえず、今の説明に対して聞きたいことがあったら聞いていただいて、その後は中の委員会の中で審議をし始めますので、そのほか何か両者に対して質問があったらお願いをしたいと思います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内田 隆君） それでは、質問がないようですので、質疑を終了いたしまして、直ちに請願4の1の審議に入りたいと思います。

本請願の内容は、菊川駅整備事業計画に関し、「菊川駅整備計画・特別委員会の設置」また「市民説明の場を設け、意見を広く聴取すること」であります。本請願について、皆様からご意見がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。16番 横山委員。

○16番（横山隆一君） 16番 横山ですが、今関連したことですが、この今回の請願の趣旨というのは、この駅整備計画のここまでの経緯の中で議会が十分な進化した議論がなされてこなかった。そのために、特別委員会を設置をして、これまでの経過を踏まえる中で調査検討をしっかりと、全員協議会とか、全員ではなくて、構成は全員でもいいですよ。いいんですが、やはり特化した調査をして、そしてその結論を求めていくべきだと。これまでの経過の中では、議会の議論を聞く中ではそういったことが見られなかったということに対して

求めてきているということ。

それともう一点大きいのは、こうした事業というのは、やはり住民と執行部、それから議会がしっかりしたやっぱり歩調を合わせて最終的には結論を見出していくというのが、本来あるべき姿です。

面白いデータがあるんですが、これまでの経過の中で公聴会であるとか、縦覧があったり、意見聴取があったり、そうした中で執行部が明らかにしていることは、市民からの質問に対して、その質問というのは「橋上駅舎化を市長与党派が多数を占める議会のみで審議をしていいのか」、それと「市民の代表である議会の承認で事が足りるのか」という質問に対して、執行部の答えは「議会は市民から選ばれた市民の代表であり、市としての意思を決定する機関である」。ということは、議会が非常に大きな重責を担っているということなんですね。

そうした中で、今回のこの駅の問題というのは多々あるかと思います。これは、やっぱり今言ったように住民が、住民周知がきちんとされているか、あるいはこの事業をやることによる費用対効果が本当にあるのか。

それから、こういった大きなお金を使うのであれば、将来への財政負担、この懸念はないのか、あるいは菊川市全体を見たいときに菊川市周辺、駅周辺やインター周辺、それから周辺部におけるこの格差の問題は、解消できているのかどうか。こうした幾つかの問題があるわけですね。

それに対して皆様方から、議員の多くからは市民説明は周知はされている。あるいは費用対効果はあるんだ。事業もこれは駅北開発の入り口であり、今スタートしなければならない、こういった意見であるとか、あるいは有利な起債を通じて財政的な負担はないであるとか、こういった回答が皆さんから出されているわけですね。しかし、本当にそうなのかというところが疑問なわけです。

だから、ここで今皆さん方にお聞きしたいのは、じゃあ市民理解が得られているか、市民の会の皆さんはこれまで請願や要望書を上げて、市民説明会の要求を何度もしてきた。私もその立場に立って、市民の皆さんから聞いた意見を執行部に与えながら、市民説明会をやるべきだと言ってきた。その回答というのは、今言ったように議会に説明をしたからということなんですね。ということは、議会の責任が極めて重いということですよ。

これに対して、私はその意見を皆さんから聞いて、ちょうど昨年1年前、選挙の折に住民のアンケート調査を実施しました。そのときに、駅のことを知っているか、あるいはこの事業を進めるとした場合に立ち止まるべきか、そのまま進めるべきか、凍結延期、こうした

説明をしたときにおおむね70%近くですよ、70%近くの人が知らない、あるいは凍結をすべき、あるいは延期をすべきというのが、そこまでいっていたんですよ。

ですから、私たちは本当に議員の皆さんがそう考えているのかどうなのかというところを私、皆さん方にまずお聞きしたいと、そのように思いますがいかがでしょうか。

○委員長（内田 隆君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） すみません。あくまで、請願の審査をしたいと思いますので、別の意見でいいですかね。

それに答えるには、ちょっとそこの内容の、橋上化の内容を議論するんじゃなくて、この請願内容の事項の特別委員会の設置と市民説明会の請願、そこでいいですか。

○16番（横山隆一君） いや、ですから、いいですか。

○委員長（内田 隆君） 16番 横山委員。

○16番（横山隆一君） 特別委員会の設置や市民説明会をここで求めてくれているというのは、そういった議論が私はなかったと。だから、だけでも多くの議員の皆さんはあったという認識の下にいるわけでしょう。だったら、その辺を明らかにした上で特別委員会の設置が必要か、あるいは市民説明会が必要かという結論に持っていくべきじゃないですか。その考えを皆さんは証明することはできるじゃないですか。しなければ、特別委員会の設置は必要ないじゃないですか。そう思いませんか。

○委員長（内田 隆君） 今、横山議員のほうは要するに説明が十分されていないから、だから特別委員会でやるべきだというふうに捉えての意見ですよ。

○16番（横山隆一君） そういうことです。

○委員長（内田 隆君） これに対して何かご意見がありましたらお願いします。

もしあれでしたら、後からまた全部、いろんな形でやり取りしていきたいと思えますけど。

○11番（赤堀 博君） 一つ、ちょっと。

○委員長（内田 隆君） 11番 赤堀委員。

○11番（赤堀 博君） 11番です。隆一さんの今のいろんな説明、去年のこの時期、選挙の時期に市民アンケートを取ったときに、全体の70%が駅のことを知らないという話でしたが、その70%というのは4万8,000人の70%ですか。そうじゃないですよ。返ってきた500人分が返ってきた中の350人がそういう回答でしたということですね。

○16番（横山隆一君） そうです。

○11番（赤堀 博君） 分かりました。

○委員長（内田 隆君） そのほか何か今、横山議員の質問とか意見に対して質問があったらお願いをしたいと思います。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内田 隆君） では、取りあえず西下さんお願いします。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。まず、特別委員会の設置について、特別委員会というのはどういったものか、まず議員必携という、議員がまず把握しなきゃいけないものから一応説明させていただきます。

多分、紹介議員さんからもちゃんと照会があると思うんですけど、ちょっと読み上げさせてもらいます。

93ページで6のところを見ると、特別委員会の設置というものがあります。特別委員会は議会の議決で付議された特定の事件を審査調査するため、条例で設置される特別委員会を設置するには、本来個々の条例制定は必要であるが、常任委員会条例にあるとおり個々の条例を制定する必要でなく、名称、付議事件と構成議員、必要に応じ閉会中に継続審議調査などについて議決する方法がとられている。

また、常任委員会が設置されていない町村は、特別委員会条例を制定しておいて、必要に応じて手続をとればいい、もしこの条例がないと設置するたびに丸々特別委員会条例の制定が必要となる、条例が必要になることが多くなるんですね。

特別委員会の設置を必要とする場合としては、（1）複雑で重要な事件で特別な構成による委員会で審査する必要がある場合（懲罰、資格審査等）で、（2）として、2議場の常任委員会の所管にわたり、1つの委員会に所属させることができない場合。（3）常任委員会の所属が明確でない場合が考えられるということで、これは2つ、1回以上、複雑で、（1）は懲罰とか審査資格とか、そういったところでこれは当たらない。2個目として、2つ以上の常任委員会の所管にわたりってということで、これはもう総務建設の事案である、ほかの教育福祉に絡まない事件ですので、特別委員会ではなくて総務建設委員会の中でまずやるべきことであるということです。

（3）に、常任委員会の所属が明確でない場合も、これももう総務建設の中の事案であるということで、特別委員会を設置するにはちょっと当たらないんじゃないかという意見であります。こちらからに限りて言いますと。

以上です。とりあえず説明は以上です。

○委員長（内田 隆君） 西下さんの意見からいくと、2意見の中から、特別委員会を設置す

る場合については3つの項目があつて。

[発言する者あり]

○委員長（内田 隆君） それで、その中から見ると、もう特別委員会っていうのはそぐわないんじゃないかっていうご意見とありますが、それに対してご意見がありましたら、横山議員。

○16番（横山隆一君） 16番 横山ですが、あのね、今、西下君が言ってることは確かなんです。ただ、今、1番で問題になった事件が2以上の常任委員会の所管に属するものかどうかという点ですが、確かに審査としては、都市系の審査であつて、あと金額であるとかつていうことが出されているわけです。しかしながら、この駅設置については目的や効果とかを見られたときに、1つの審査だけでは補える内容ではないということが1つ。それは当然、市民生活に大きく影響するものでもあるし、これは双方の委員会に属するというような判断を、私はしてます。

それと、もう1つは、事件が特に重要なもので、特別の個性に集中的に審査をする必要のあるものという認識は持つべきだと思います。これだけの大きな事業ですので、重要なもの。

もう1つは、政治的に重要なもので、1の委員会の負担を超えるもの、これは明らかに、私はそれに該当するものだと思います。そうした意味でも特別委員会、そしてその特別委員会の活動の中で、目的というのは審査をしたり、調査をしたりすることができるわけですね。ですから、通常の常任委員会とは大きく異なる。ですから、これまでの経緯を見ても、やはり特別委員会を設置して、さらなる深堀をした議論が必要だということで、特別委員会の設置は私は必要だというふうに思います。

○委員長（内田 隆君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下。委員会を分けてるのは、菊川で重要な問題って、この南北自由通路だけの事業ではないと僕は思っております。病院のこととか高齢者福祉とか、やっぱり大きな問題、たくさんあるので、それでやっぱり教育福祉委員会分けて、総務建設委員会と分けてそれぞれ議論をしますので、じゃあ全てを特別委員会開いてるのかつていうと、そこら辺は無理があるということ、私は考えられますし、今までの総務建設の議論の中で十分僕は対応されてると思います。市民説明会、ちょっとコロナで開けなかったということ、あると思いますが、多分、それに対して前回、請願4つ出されて、いろんな行政に聞いたのを聞いて、どうですかつていうような特殊な請願があつたんで、あれである程度、僕、対応されたと思います、議論の中については。

そういったこともありますので、ただ、橋上化の事業だけが本当に大きなものではなくて、いろんな、やっぱり100個ぐらい僕、問題あると思ってますけど、それぞれやっぱり分けて、議会中には審議してますので、それをこれだけ特別委員会、特出しにっていうことはちょっと考えられないと、私は考えています。

以上です。

○委員長（内田 隆君） 8番 横山議員。

○8番（横山陽仁君） 請願の内容の特別委員会ですけれども、これは基本的に特別委員会を設置するかどうかというのは、議会の議決という要件なんですね。ですから、この請願は特別委員会の設置を請願しますよと、それじゃあ、その特別委員会をどのように設置する手続を取るかっていうと、結局、議員発議で議会上げて、議会の中で必要だという声が多ければ特別委員会を設置しましょうということになるわけですね。ですから、紹介議員、もしくは賛成する議員が発議として議会上で特別委員会を設置してほしいよという形で出さざるを得ないと思うんです。だから、出していただきたいと思いますよ。だから、請願としては、これは特別委員会というのは市民から言われて作るものじゃないよという手続がしっかりしているものですから、ここははっきりして、お伝えしたほうがいいと思います。

○委員長（内田 隆君） 今、横山議員のほうからは、議会の中の話になりますので、議員のほうから発議が出てくれば、その、例えば今、石井さんのお話を受けた中で、それに賛同される議員さんがおれば、ここで発議をかければ、それがどういう結果になるかということとはまた別としまして、できるんじゃないかというご意見だと思いますけど。

16番 横山議員。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、委員会条例の中では議決をするっていうのは手続上はそういうことになるわけですが、菊川市の持っている内規については、その特別委員会の議案が出されたときに、会派代表者会議でその人数等決定するということになってますね。その手続上は発議をするっていうことは、認めるか、認めないかっていうこと、あると思うんですが、今、言ったように、ちょっと誤解があってはいけないんで、先ほど議員必携に書いていることとは別に、私が調べてきた中では案件が重要であるか、ないかという点であるとか、あるいは1つの委員会では負担になる、その審議においてね、ということ。

それと、先ほど言った、住民説明が十分にされてるかということにおいては、されていないということを基にして、やっぱり設置をすべきだと。その上で、やはりさっき言ったように、国がしますが調査、審査をきちんとすべきだということなので、私はこの内容がそれに

値するかどうかという点だというふうに思います。それはいかがでしょう。

○委員長（内田 隆君） 今、言ったのは横山議員の話、こっちの8番の横山議員じゃなくて、こちら西下君の。

○16番（横山隆一君） 西下君がそういう意見を言ったんで。

○委員長（内田 隆君） 西下さんの意見に対しての質問です。

10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。僕は議員筆記を見て、そういったことが当たるから考えるとということと、重要か、重要じゃないか、重要ではあるんですけど、これが全ての菊川市の問題の中で一番重要かっていうと、そこまででもないかなと。今の総務建設委員会の中で。

〔「重要でないかね」と呼ぶ者あり〕

○10番（西下敦基君） 前の請願で4時間強、半日以上、議論をさせていただきました。そこら辺をなかったことに考えていただかないと、そこら辺はもう十分議論はしてきた問題と僕は思います。

ただ、2のほうの意見収集とか説明の場では、まだちょっと別の話です。今、特別委員会を設置をするか、しないかの件に関しては、そこまで必要ではないという僕は意見を持っています。意見となりました。

以上です。

○委員長（内田 隆君） そのほか。16番 横山議員。

○16番（横山隆一君） 西下議員にじゃあ確認をしますが、今、これまでの手続、都市計画で進めてきた都市計画上の手続においては、私は手続としては、内容的には問題あると思うんですが、手続としては私は問題なかったと思ってます。ただ、内容は問題があると。ということは、今、結論が、もうほぼ出かかっている状況になってきて、十分な、じゃあ常任委員会でやり取りをしてきたと。一般質問をやったりとか質疑や質問があった。これが十分なものという、じゃあ認識のもとに言うわけですか。

○委員長（内田 隆君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 一般質問、多分4人ぐらい、4回ぐらい多分それぞれ、もっとやっているのか、もされてますし、請願においても前回のものでも26項目ぐらいの質問事項に一応、こちらが行政のほうにお伺いして、それで委員会の中でも答えを出していますので、そこをやっぱししっかり見ていただいて、これで、そこからまたどこが足りないのかと言っていた

だいたいいいんですけども、1回やったものをまたこれ、どうだ、これどうだと言われると、ちょっと、ちょっとそれも、あのとき、審議しましたよね、あのとき、言いましたよねということがすごく出てきている話だなと私は思っていますので。十分審議はされてきていると思います。

○委員長（内田 隆君） 16番 横山議員。

○16番（横山隆一君） 最初に、私が、最初の声、最初の質問というんですか、9月に申し上げたんですが、それじゃあ市民周知がされているかという点について、それで言えば、されていないということであるんだから、特別委員会を設置をして、再度、もう一度、深堀をすべきだよというのが、今回の請願の主旨ですよ。そうしたときに、十分な議論がされてきたと思いますが、西下議員はおっしゃいますけども、じゃあ市民理解が得られているという点は具体的に何で得られていくのか、あるいはこのまま事業が費用対効果があるんだよという、あって当然、先行投資事業というものの当然説明できなきゃならない立場ですよ、行政のほうだって、執行部のほうだって、議会に言うならば投げて、議会が市民説明をしてくれて言ってるわけですから、その説明ができなきゃいけない。事業の優先位を、この皆さん方は、市民の皆さん方は言ってるわけですよ。優先位、事業の優先位。じゃあ、今言う各地における冠水の問題であるとか、医療福祉の問題であるとか、いろんな優先位が先じゃないかということ言ってるわけ。そういったことが、皆さん方で説明ができますか。できるのであれば私はいいと思うんですよ。できないから、特別委員会の設置をして、もっと深堀をすべきだということをお願いしてるわけですよ。だから、その説明をしてください、それじゃあ。

○委員長（内田 隆君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） すいません、まず、1番、2番、これ分けて考えさせてもらって、住民説明とかは議会では報告会がありますので、そちらで対応することが可能だと思います。

多分、事業の優先順位とかっていう話はあったと思うんですけど、何回も、今まで。ただ、菊川市もいくつもの事業をやって、これをやってるからこっち側ができないっていうわけでもない説明があったと思います。うちも平川に住んでますので、水害のことがあります。水害のこと全く何もやってないかっていうと、流域治水プロジェクトで地区に1回とかでやる準備からやってると思います。やっぱり水害のことについてはいきなり明日工事ができますって、そういったものではありませんので、また国のレベルとしてもいろんな国の河川があるので、その中で順位づけもあったりとか、県もできる、県もいくらか川を抱えて

ます、ここだけじゃないんです。菊川市は菊川市で、また対策もソフトから、ハードからし
てると思いますので、そういったこと、すいません、聞きづらかったかもしれませんが、
そういったこともされてますので、また福祉のことも何もやってないわけではないと思いま
す。そういったことで、一応、ある程度、説明できますが、100%説明できる、不確定なとこ
ろも多分、十分あると思いますが、そこら辺も含めて一応、行政からも説明がされてると思
いますし、議会もそのように理解してると私は思っております。

以上です。

○16番（横山隆一君） ちょっといいですか、今のこの件というのは非常に重要な問題なん
で、ちょっと申し上げますが、渥美議員やみどり21の会派の皆さんは、こうしたチラシを出
してるわけです。こういったことで効果があるということをしたわけですよ。じゃあ、効
果がある。私たちは効果があると思っていないんですよ、いない。私たちが、じゃあ費用対
効果があるんだよということであるならば、じゃあその効果はどうっていうこと、もう少し
具体的に言わないと、市民の皆さん、分かりませんよ、これって。そうじゃないですか。

○委員長（内田 隆君） 8番 横山委員。

○8番（横山陽仁君） そうというような個人的な受け止め方の話ってというのは、これはいつま
でたっても平行線ですよ。そういう形ではなくて、実際に今回の請願の内容をはっきりさせ
たらどうですか。

というのは、この請願の内容だから、今回、議運に託されたわけですよ。普通なら、これ
は総務建設委員会の問題ですよ。なぜかっていったら、特別委員会を設置してほしいとい
うことなんですよ。だから、逆に言うと、紹介議員なり、賛成する議員が発議すりゃいいん
ですよ。だからそういう手続をしてくれということなんですよ。

特別、いわゆるこの委員会としては、そういう議員がいるんだから、議会の議決を得るた
めに出してもらったらいいじゃないですかっていう結論にしたらどうですか。

○委員長（内田 隆君） 今、とりあえず。

やり方として、いずれにして横山議員が言われたように、発議にする場合、委員会でやれ
ば委員会の中で賛成がある、委員会の人數から固まってきますし、そこで反対があればまた
今言ったように賛同される方で発議ができるっていう。できるはずですのでね。

8番の横山議員は特別委員会っていう議会の中での組織を作るなら、それが必要である
ということであれば、賛同される議員の中で、例えば石井さんの意見を聞いて、やっぱり特別
委員会必要だよっていうことで市民からご意見があったから発議しますっていうことでやっ

ていただければいいんじゃないですかっていう、そういう意見だと思うんですけどね。

○16番（横山隆一君） ちょっといいですかね。ちょっと8番議員の言ってることがちょっと私、理解できないんですが、発議をすれば、特別委員会の設置ができるということですか。

○委員長（内田 隆君） そうじゃなくて、議案としてね、議案としてどうするかの話がそこからスタートできますよということです。今回は石井さんて方が請願で上げられてきているので、このところで審査をしてるんですけど、特別委員会については議運の中で発議もできる形なもので。ですから、そういう手続からしてもらおうほうが本来なら議運の権限として、権限として妥当じゃないですかっていうことだと思うんですけどね、特別委員会はね。

8番 横山委員。

○8番（横山陽仁君） 市議会の委員会条例の6条、特別委員会の設置っていう文言があるわけですね。特別委員会は、必要な場合において議会の議決で置くと、こうなってるわけです。

○16番（横山隆一君） 分かってますよ、そんなことは。いくらなんでも。

○8番（横山陽仁君） 議会で議決すれば特別委員会が設置されるわけ。だから、議会で議決するためには誰かが発議しないとイケないでしょう。それで、発議して、議会で決議されないといけないということです。ただそれだけです。

○委員長（内田 隆君） 要はね、付託を受けたんですけど、実際のそういう議運の権限としてそういうことがルールとしてあるもので、要するに市民の方の意見を聞いて自分たちで賛同される方をまとめて発議をかけていただければ、特別委員会の分についてはやれるんじゃないですかっていうご意見だと思うんですけどね。

ですから、今回は請願で主体の中からこの会議、開いてるんですけど、ですから、あくまでどこまで行っても特別委員会は議会の議決がないと進まないっていうことであるなら、そういう手続を踏んでもらうほうが本来じゃないですかっていうご意見だと思います。

〔「決議上はそうだね、確かにね。それは私も分かってますよ、その辺のことは」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内田 隆君） 10番 西下議員。

○10番（西下敦基君） 10番です。1の特別委員会のことで、まだ審議を続けていただきたいと思いますという市民の意見は僕も分かります。

ただ、これから今、協定の大枠は一応、議案として今回、この定例会、上がってますけど、各節目節目の工事の協定の議案をまた上がってきてますので、そこでまた十分全体でも、委員会でも、審議はしていくことはできると思いますので、私はそれで、全くこれでもう何も

しないわけではないと思いますので、それも考えると、特別委員会までは必要はないかなという、ちょっと意見もありますし、あと、2月1日の全協の財政試算でうまく行政がやって、負担が減ったという話でした。一応、そのときに審議をされましたし、質問もされました。上がるようだったらやっぱり大問題だったなとおもいますが、下がったことですので、特にこれも特別委員会、かける、あげてっていうことも当たらないんじゃないかなと私は思います。

以上です。

○委員長（内田 隆君） そのほか。倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番です。上の特別委員会に関してですが、皆さんからもご意見ありましたけれども、やっぱり2以上の委員会に所属するものですか、ちょっとこちらのいろんなルールから考えていくと、この件を特別委員会というの私ちょっと違うかとは思っています。本来であれば、もっとこの計画が起きた早い時点で特別委員会を設置して、議会としてどういう方向性で考えていくかっていうことをやるべきであったのかとは思いますが、今の段階は特別委員会という形では少しなじまないのかなと感じています。

議案として上がってく、これ今後、まいりますので、本来だと一般会計予算決算特別委員会の自由討議の中でもう少し討議をしっかりとっていくこともできますし、菊川市議会としては政策討論会という場も設けておまして、今まで私たちの会派のほうの提案では、駅のことをっていうことを出しましたが、多数決でテーマが毎回決まってしまうので、どちらにはならなかったわけですが、そういう場もありますので、特別委員会という、どちらかという全員入る場合もありますが、一部の方が集まって具体的にいろんな調査をするっていうイメージもありますので、ちょっと特別委員会と上の件に関しては少しなじまない、現状ではなじまないのかなと感じています。

市民説明会に関しては、やはり今まで行政のほうは説明をしてるとか、市民意見を聞けるというお話はありましたが、私もずっと言ってきましたが、市民と対話をする場を設けてほしかったということは言っておまして、ワークショップ等をやりましたとおっしゃっていましたが、やはりいつもの一部の皆さんとワークショップしかやっていなかったというのは私も感じておまして、本来ならこの対話ですね、説明だけではなくて、皆さんの意見を聞く場っていうのもっと、今までのも受けてくるべきであったと思いますし、議会としても、議会報告会をワークショップ形式に変えたり、皆さんと意見交換できるような形に変えてはきましたが、コロナ禍で本当にそういう説明の場、話し合いの場っていうのがここ2年、

できなくなってきましたので、こちらに関しては行政ももちろんですが、市議会としても今後、私たちは計画そのもの説明するというよりは、審議した内容を皆さんに説明をしていかなければなりませんので、今後の議会報告会等でしっかりご報告できるのではないかと感じています。

以上です。

○委員長（内田 隆君） そのほか何かご意見ございますか。

16番 横山委員。

○16番（横山隆一君） 確かに、16番ですが、現状の審議状況や法的な手続からすると、今言ったように、これからじゃあ特別委員会を設置をしていくというのは、当然私たちも感じてきたというか、分かっていることです。

特別委員会を設置をするということは、この当初論も含めて、これを一旦凍結をする、それで、代表が言ったように、1年かけてもう一度調査をして、きちんとした審査をして結論を出すということになりますので、もし皆さん方がそういうことであるならば、特別委員会を設置をするか、否か、こういうことがまた問われていくというふうな話になっていると思いますね。皆さんにそれだけの覚悟というんですかね、あればそうして進めていくのはどうでしょうかね。

○委員長（内田 隆君） 8番 横山委員。

○8番（横山陽仁君） 今の考え方、違いますよ。

あのね、発議をして、議会で作るかどうかを決議するんですよ。決議されればということですよ。だから、決議されなければ、否決されればそれで終わりということですよ。

○16番（横山隆一君） 全くそのとおりです。だから、私、それを言ってるじゃないですか。

○8番（横山陽仁君） あなたの表現が違うじゃないですか。

○16番（横山隆一君） 違うよ。

○委員長（内田 隆君） ちょっと待ってください。西下委員。

○10番（西下敦基君） いいですか。すいません、今、隆一委員が言われたことは、ちょっとこの請願の事項と主旨から違う、これ、凍結を求めるものではないですよ。

○16番（横山隆一君） だけど、凍結すると言うたらそういうことじゃないか。

○10番（西下敦基君） いや、そうとは僕、読み取ってなかったのです。凍結するためにこの特別委員会を開けということとは僕、思ってないんです。そう書いてあるとも読み取れなかったのです。一応、これがちょっと自分の意見として。そうすると話がちょっと違ってくる話

なのかなと、私は考えました。

それだけです。以上です。

○委員長（内田 隆君） 13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番です。すいません、地方自治法の中の特別委員会に関して条項があるんですけども、特別委員会を議会になって選任し、委員会に付託された時点が議会において審議されている間、存在するということで、これを閉会中も審査を継続することができるというふうになっていますので、その凍結してということは少しなじまないような気がします。

○委員長（内田 隆君） 4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。隆一議員のおっしゃる十分な議論をすることと十分な市民説明をしていくのは非常に重要だと思うんですけども、一方で、やっぱり時間的な制約がある中で、時間の許す範囲内で十分な議論をしていく、十分な説明をしていくということだと思うんですけど、その中で、今までも一応時間はあったというのが1点。もう1個は、執行部としても誠実な対応をしてくださっていた、何か分からないことがあるとか、質問があれば、しっかり答えてくれたというのがあったと思います。その中で、今、時間もあったし、執行部もしっかり説明してくれた中で、それでも不十分だという場合は、じゃあ特別委員会を新しく作って、もう1年、時間が増えたところで本質的なこの改善が得られるのかというのはちょっと疑問があるんですけども、これは市民説明にも一緒に、じゃあ1年増やしたからと言って本質的に改善されるのか、そこら辺の考えをお伺いできればと思います。

○委員長（内田 隆君） 16番 横山委員。

○16番（横山隆一君） あくまでも行政手続上はこうした定例議会の中で、当初予算がこの中で出てる。その中でもう今回、議決されれば事業もスタートになりますよね。そうした中で、これまで十分な議論をなされなかったということを今回は論点としてるわけですよね。しかしながら、実際には、行政手続上はスタートしとるわけですよ。それじゃあ、例えば特別委員会で何を求めているかっていうことになるわけでしょう。そうじゃないですか。そうですね。そうだとするならば、今の時点で、今、問題になっているのは、先ほどから何度も言うように、市民説明が十分でなかったようであるとか、費用対効果であるとか、そういった問題提起をしてるわけなんで、それらをもう一度検証するためには、今回の当初予算をとりあえずは凍結をするということをしないと、特別委員会の設置の意味がないじゃないですか。

私、市民の皆さんが求めているのは、事業の優先位であったり、費用対効果であったり、市民周知のことを言ってるわけですよ。議決が済んで、事業がスタートして、何を議論するわけですか。教えてくださいよ。西下委員、最初、手を挙げたんだから教えてください。

○委員長（内田 隆君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 議員としてやっぱりいろいろな情報を聞いたり、執行部の説明から市民の意見を聞いて、一応、物すごく多分、この議論、20時間ぐらいは議場でもやってるんじゃないかなという、僕は認識はあります。あと、逆なこと言わせてもらう、2の2のところで、こちらの請願のところで、市民、市の総合計画に記した市民の意見を尊重しということを書かれてるじゃないですか。早急に進めてほしいという要望書と市民の意見が大分出されています。そういった意見も分かりますし、あと反対される方の意見もやっぱりあります。そういったことを私たちは勘案して、事業の全体像を見て、はっきりしないことも多少リスクもあるかもしれません。ただ、それ以外にプラスになる、そういった判断で私たちは多分、進めてきてることです。私はそのように考えてますので、ただ、説明が十分か、不十分かっていうのはそれぞれの考え、価値判断もあると思いますので、ちょっとそこら辺を私は今までの議会の運営としては間違ってきていないかなと私は思っております。

以上です。

○委員長（内田 隆君） そのほか何かご意見ございますか。

11番 赤堀委員。

○11番（赤堀 博君） 市の計画では、平成23年から、それ以前に合併当時から新市まちづくり計画ということで位置付けられて、それで28年には2,000名の方に駅北構想にアンケートを実施した。それから市民約20名によるワークショップもやるということで、確かに西下さんのおっしゃる市民説明、対話が欠けているということは、市民も承知していたと思う、昨年の例年やっている市政報告会を市政懇談会ということで30分間という短い間では市民の皆さんの対話と十分なまではいかなかったけど、市の姿勢も少し変わってきて、市民にそういう情報交換やったり、対話必要だなというの市も十分感じておるし、今度、全協、明日、全協での9条による7つの項目をしっかりと説明を、以前はこう、全部がそろわないからということでしたけど、明日はそういう説明もありますので、ぜひそういったものを見ていただいて、理解をしていただきたいと思います。

○委員長（内田 隆君） 16番 横山委員。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、今、赤堀委員から出たんで一言申し上げておきますが、

9条の論点形成の、論点情報の形成については、私どもは議会の基本条例を作るときにこれは執行部との約束の中でこれは作らせてもらったものなんです。今回、明日やるものについても、この7項目のうち、当時は4項目ぐらいしか回答できなかったわけですよ。本来であれば、これは最初から出ていなきゃいけないものなんです。この前、私が一般質問じゃない、議案質疑をやったときも、これからのコストについてどうだって言ったって、これはまだ分からないっていう答弁なんです。だから実際には前例があるわけですから、答えられるわけなんです、アバウトでも何でもいいんですよ、答えなきゃいけない、それ、答えてないんですね。それと、これまでの歩みの中で、今言ったこれまでの経緯、じゃあ最初の、駅の整備問題が出てきたというのは、むろん私もよく知ってますよ。しかしながら、じゃあアンケートにしてもそうですけども、アンケート、皆さん、見られてますかね。橋上駅が欲しいとか、駅北口が欲しいというのはほんの一部だったんですよ。ところが全体の中だと7割という話になってくるんですが、ここの資料をここで読み上げてもいいんですが、これはさておいて、これまでの歩みの中でも今言ったように市民の要望が出されているっていうけども、実際、赤堀さんは副会長、推進委員会の。そういう立場の中で、要望書っていうものが駅北開発推進委員会とか、駅の橋上化を求める会とか、ほとんどそういったところなんです。じゃあ市民から、じゃあ一般の市民からどういう意見が出されているかっていうの、みんな把握してないと思いますよ。そうじゃないですか。これまでの経過の中で。

私は、こうした、先ほど私が言ったように、私たちはデータを取る中で、じゃあ3割くらいの皆さん方しか理解がされていないという実感を持つ中で、あるいはアンケート調査をやる中で、これは違うというところからスタートしてきてるわけですよ。それに対して答えていかないといけないじゃないですか。そうじゃないですかね。じゃあアンケート調査をやって、署名活動をやって言ったら、その、じゃあ、それが適正だったのかどうかというところを全く検証されていないんですよ。それを倉部議員がワークショップって言いました。じゃあ企業ヒアリングをやりました。アンケート調査の実態を私、持ってますけど、そういうの、皆さん、分析をしましたか。今、ここでそれを言っても仕方ないけども、今やった、不合理だった部分を、市民が納得していない部分を、もう一度、差し戻して考えていかないと、まっとうな結論、でないじゃないですか。そのために特別委員会の設置をして、この1年かけて、これはやるべき事業かということを求めているわけですよ。駅北開発とセットというのであれば、駅北開発の構想を皆さん、説明できますか、ビジョンを。恐らくできないと思いますよ。私はあそこの駅北のところ歩いたり、車で通ったりして駅北の状況、見

てます。皆さん、見たかどうか知りませんが、あの丘陵地や優良農地をどう開発していくかっていうのを皆さん、イメージできてないんじゃないですか。駅ができたから、あそこが開発されるとは思いませんよ。そういったところまで議論をしていかないと、駅だけがスタートしていいっていうことに対して、皆さん、じゃあどう考えるんですか。

○委員長（内田 隆君） 特別委員会の中でそれをやれっていうことですよ、横山委員が言うのは。

本来ですと、今、言ったような話が我々だけじゃなくて特別委員会を設置するか、しないかの基本的な議論なんですよ。

先ほど言ったように、特別委員会は先ほど言ったように、本来、ここでやるって言うよりは、そういうことをずっと整理されてる方が議会の中で説明をして、特別委員会の人だということになれば、それを進めてくっていう1つの議員としての大きな権限があるわけですよ。それは横山議員が、8番の横山議員が言われたみたいに、そちらの方向から進むのが一番いいんじゃないか。もしそれで今言われたことを皆さんが賛同されるようであれば、発議そのものがもう賛成になるはずですので、できたらそこはそういう形の中で進めていただくほうがいいのかなと私は思います。そうじゃないと、議員としての権限の分には触れずに請願だけが動き出すっていうような話になると思いますので、できたら議員にも大きな責任、それぞれの責任が請願が出てきたらそれで説明をして、その中で議員にしかできないことについては議員がそれを率先してやってくというような方向の中で特別委員会をやっていただくほうが、私は筋かなというふうに個人的には思っています。

今、言った、そのときに発議の材料として、今、横山議員が言われたようなことを並べて話をしてくという。それを皆さんがどう感じるかは、17人の人たちの判断になるという形でやっていただくほうが、この7人の中の議運で決定をするよりはいいんじゃないかなと私は思いますけど、いかがですか。横山議員。

○16番（横山隆一君） はっきりですけど、これまでも経過から見ても、議員の皆さんがいろいろと考えがあるということは感じておられると思うんですけど、議会の運営委員会でこれを、ここで議論をしたわけですから、議会の委員会として発議をする、特別委員会の設置をということはどうですか。

○委員長（内田 隆君） そこは今、言われたように、意見が分かれていますのでね、何人かの方は別の方法でいいじゃないかっていうような意見も出されていますのでね、ここではできたら議員のほうが、自分の権限の中で全体に向かって説明いただくという形のほうが、私はい

いと思いますけど。

今、ここで、ちょっと待ってください。発言はありませんので、あくまで議運の委員会の中でやっていただきますので。そうしないと、結局は、この中から賛否の話をストレートに出していっちゃうと、そこはちょっとお互いにうまくないんじゃないかなと思いますけど、いかがですかね。出た意見もそのままここで採決だけされると、どういう形になるか分からないですけど、それよりは、こちらのほうで考えていただくっていうことで、やっていただくほうが私はいんじゃないかなと思います。

10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。シンプルに請願事項1と2に対しての議運の判断をしていただきたいと思います。どんどん今、派生した話にまでいったかなという気もしましたので、まずは出てきた請願に対してはやっぱし評決とか、今、意見は散々出たと思う、まだ意見がある方は言っていて、採決を取っていただくべきだと私は思います。

以上です。

○委員長（内田 隆君） そのほかに何かご意見ありますか。

13番 倉部委員。

○13番（倉部光世君） 13番 倉部です。やはり本日のこの場は駅が賛成か、反対かという考え方ではなく、この特別委員会が必要かどうかと市民説明もちろん必要であることは皆さん承知されてると思いますけど、これ、請願として1、2として出されていますので、同市議会としては全体の採択でないと賛成にはならないかと思いますが、その点でとにかくこの事項を本日はどうするかということをお話をしていただきたいと思います。

ただし、ここでやはり出されていることに関しては、賛成、採択されてもされないにしても、やはりしっかりと捉えて今後に活かしていかなければいけないと思いますので、どのような考え方で審議していただけたらと思います。

○委員長（内田 隆君） いずれにしろ、これもうどうするかって結論、一応付託されていますので、出さなきゃいけないんですけど、1番の特別委員会については、窓口がなくなっちゃうってこと意味して言ってるわけじゃないもんで、僕はそこがそれで納得していただくっていうことも大事かなと思います。

2番については、どのような形で表現をしていくかっていうのは、やってる人もいるし、まだこういう時期でやれないっていう人もいるし、これからこうすべきじゃないかというような意見もいただいておりますので、それと我々は請願については一括審査をさせてもらっ

てますので、その報告の中で進めていきたいと思いますが、いかがですかね。16番 横山議員。

○16番(横山隆一君) 同議会の請願については一括で採択するか、しないか、二者択一しかないわけですから。その取扱いについて決まりをどうするか、そこまで来てるわけですから、例えば採決、この請願についてはどちらかしかないんですよ。ですから、ですが、じゃあ付帯決議とかあれをつけて、じゃあ特別委員会はどうするのかっていうところは別のものとして考えていかないと、手続上は満足したものになりませんよね、やっぱり。これまでも、じゃあ趣旨採択であるとか、部分採択とかっていうものを何度か私どもも言ってきましたけども、これは決定事項じゃないわけですよ。あくまでも請願というのはそういう取扱いになってるわけですからね。

○委員長(内田 隆君) 今、言われたように、請願の一部主旨は、今は一括採択をさせてもらってますので、それは今までどおりのことをやらせてもらいたいと思います。

ただ、出された意見をどういうふうに、1つの結論に対して言うて行くかっていうことだと思いますので、委員会の中でこれだけいろいろ話を聞いて、少し意見が合わないところもあるかもしれないですけど、今、言われたようなことをトータルにしながら意見書もこれはちょっと最終的には作らないといけないと思いますのでね。そんなことで固めていきたいと思いますがけれども、いかがですかね。もしよろしければ、これで今から、とりあえず、この請願そのものについては採択を、じゃなくて、採決を取らせていただいて、あとは出された意見をできるだけ後ろのほうへ反映してもらおうというような形の中で進めていきたいと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(内田 隆君) それでは、一通りご意見をいただいたようですので、これから採決に入りたいと思います。

本請願を採択すべきという方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(内田 隆君) それでは、挙手少数ということで、本議会側については不採択とさせていただきますので、よろしくお願いします。

挙手少数、よって本請願は不採択とすべきものと決定いたしました。

それでは、3月28日の本会議で不採択すべきものと委員長報告等行います。

なお、委員長報告の作成につきましては、正副委員長に一任願いたいと思います。

先ほど言われたように、委員長報告の中で、少し触れたいことは触れさせてもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で、請願4—1「菊川駅整備事業計画に関する請願について」の審議を終了いたします。

以上で、本日予定をしておりました協議は終了いたしました。

それでは、これをもちまして議会運営委員会を閉じたいと思います。

副委員長、閉会の挨拶をお願いします。

○副委員長（西下敦基君） 本日は市民の方にもご参加いただき、ご審議の傍聴をいただき、ありがとうございました。またいろんな意見を議会のほうに生かしていきたいと思いで、また今後もよろしくお願いたします。

以上、ご挨拶とさせていただきます。

○議会事務局（大石輝幸君） それでは、互礼をもって閉会しますのでご起立をお願いします。相互に礼。お疲れさまでした。

閉会 午前10時31分